

議案第26号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 1万800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第39条第1項第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

付則第2条の3中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項）」を「公益法人等（同条第6項から第11項）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項」を「同法第40条第6項から第11項」に改める。

付則第3条及び第3条の2を次のように改める。

第3条及び第3条の2 削除

付則第3条の2の2を削る。

付則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

付則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条 削除

（軽自動車税の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第11条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第13条第1項中「第15条及び」を「第15条第1項及び第2項並びに」に改める。

付則第13条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

付則第13条の3第2項中「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若

しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第15条から第16条までを削り、付則第17条を付則第15条とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第2条の3及び第13条の3第2項の改正規定、付則第15条から第16条までを削る改正規定並びに付則第17条を付則第15条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第39条の改正規定並びに付則第3条及び第5条（改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第6条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 付則第5条及び第6条の改正規定並びに付則第4条及び第5条（新条例付則第6条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (4) 付則第13条第1項及び第13条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成26年度以後の年度分の区民税について適用し、平成25年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第2条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用し、平成26年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第13条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用する。
- 4 新条例付則第13条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例付則第13条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第39条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例付則第6条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第6条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第39条及び新条例付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第39条第1項第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第6条の表以外の部分	第39条	葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年葛飾区条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条
新条例付則第6条の表第39条第1項第2号アの項	第39条第1項第2号ア	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第

		2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円